

**重点支援地方交付金活用事業
栃木市とちぎ商品券2026**

食料品をはじめとする物価高騰の影響を受けている市民生活の支援および消費喚起による地域経済の活性化を図ることを目的として、1人あたり6,000円の「とちぎ商品券」2026を全市民に配布します。



対象 4月15日時点で住民基本台帳に登録されている栃木市民
金額 1人当たり6,000円
内訳 全店共通券4枚(4,000円分)、中小店専用券2枚(2,000円分)
利用期間 8月1日(土)～10月31日(土)
時期 7月下旬から約5週間にかけて世帯主宛にゆうパックにて配送 ※商品券は現金に近い性質があるため、対面での受け取りが必要なゆうパックにてお送りします/不在の場合には不在連絡票が投函されますので、必ず再配達または郵便局での受け取りの手続きをお願いいたします/不在連絡票の期限を過ぎてしまうと、商品券利用期間内に商品券がお手元に届かなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

栃木市とちぎ商品券係(委託)

先：株式会社日本旅行栃木支店
050-1793-2178

とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事の完了について

先：株式会社日本旅行栃木支店
050-1793-2178

本工事は、令和4年度から令和7年度までの3年4か月間、老朽化した設備の改修および二酸化炭素排出量削減などを目的として実施していましたが、この度、工事が完了しましたので、次のとおりお知らせします。

1 工事概要
(1) 工事期間 令和4年12月～令和8年3月
(2) 主な工事内容 各施設の設備機器の改良・更新
①ごみ焼却施設 受入供給、燃焼、余熱利用、排ガス処理設備等
②リサイクルプラザ 受入供給、破碎圧縮、搬送、選別設備等



③リサイクルセンター 受入供給、選別、圧縮設備等
エ その他 建築設備等

2 主な効果 (1) 施設稼働期間を令和19年度まで延命化
(2) 二酸化炭素排出量の削減
(3) 焼却施設の発電設備の増強

当施設では、市内の小中学生や希望者を対象に施設見学を実施しています。興味のある方は、市HPのクリーン推進課「とちぎクリーンプラザの施設見学について」をご覧ください。



建築物を建てる際は建築基準法を守りましょう

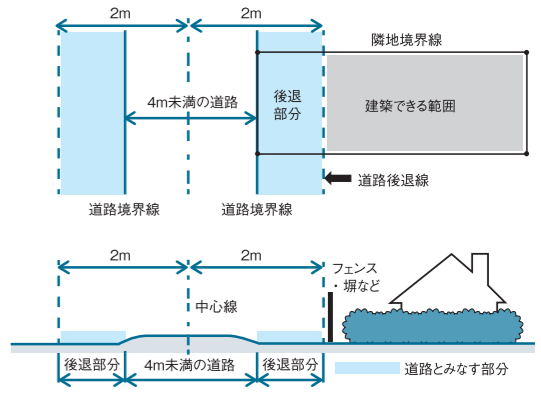
建築前に必ず確認申請
建築物を建築するときは事前に「確認申請」を行い、確認済証の交付を受けなければ着工できません。車庫、農業用倉庫、プレハブ事務所などの新築や増改築についても確認申請が必要です。建築士など専門的な知識をもった人に相談しましょう。

道路は幅員4m以上
建物の新築や増改築をする場合、敷地は建築基準法で定められた道路(原則幅員4m以上)に限が7月末までの認定証をお持ちの方には、申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえご持参ください。

社会福祉法人による利用者負担軽減制度 社会福祉法人が運営する「特別養護老人ホーム」「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護」および「小規模多機能型居宅介護」等のサービス(介護予防サービスを含む)については、一定の要件により利用者負担軽減の制度があります。 ※軽減を行っていない社会福祉法人もあります。

対象 次の全ての要件を満たす方
①住民票上の世帯全員が市民税非課税 ※世帯を分けている場合でも、別世帯の配偶者が課税されている場合は非該当
②預貯金等(有価証券等を含みます)が別表の基準以下
※令和8年8月から別表の利用者負担段階の80・9万円が82・65万円となります。

※介護保険料の滞納による給付制限(給付額の減額適用期間中は軽減を受けられません)。
申請 高齢介護課または各総合支所地域づくり推進課まで。預貯金等の状況を確認します。申請者名義(配偶者がいる場合は配偶者名義も必要)の通帳(過去3か月の状況が確認できるもの)、有価証券等を全てお持ちください。なお、有効期



接していなければなりません。ただし、幅員4m未満の道路であっても、建築基準法の適用を受ける前から建物が立ち並んでいる道路で、各条件を満たしているもの(法42条2項道路)は、建築物を建てる際に道路の中心線から2mまで敷地を後退させることで、幅員4mの道路があるのとみなして建築することが出来ます。この後退した部分は道路と同じ扱いとなるため、建物や塀などを造ることは出来なくなります。また、建替等の際に後退部分に含まれている既存の塀等も撤去・移転する必要があります。

狭あい道路拡幅整備促進事業
2項道路に関して「後退用地無償使用承諾書」の提出があった場合、固定資産税の非課税措置

**土地を所有・管理する皆様へ
(雑草・樹木の管理のお願い)**

雑草や樹木は、5月頃から急速に成長し、梅雨、夏を経て10月頃まで繁茂し続けます。適正に管理されないことにより、隣地に越境したり、害虫の発生、不法投棄などの事案が多数発生しています。また、道路への雑草の張り出しや倒木などが原因で事故が発生した場合には、所有者の責任が問われる場合があります。近隣住民への迷惑や事故が起きる前に雑草の草刈りや樹木の点検をするなど、適正な管理をお願いします。

環境課 ☎212442

介護サービス利用者の方へ
介護保険負担限度額認定証の交付要介護等認定者が老人福祉施設

利用者負担段階	預貯金等の基準
第1段階 (非課税世帯である高齢福祉年金受給者)	単身...1,000万円 夫婦...2,000万円
第2段階 (年金収入等80.9万円以下)	単身...650万円 夫婦...1,650万円
第3段階① (年金収入等80.9万円超120万円以下)	単身...550万円 夫婦...1,550万円
第3段階② (年金収入等120万円超)	単身...500万円 夫婦...1,500万円

③預貯金等(有価証券を含みます)の額が次の金額以下
350万円+(世帯員の人数-1)×100万円
④日常生活に必要な資産(自宅等)以外に活用できる資産がない
⑤負担能力のある親族等に扶養されていない(所得税法上の扶

養となっている方、医療保険の扶養となっている方は非該当)
⑥介護保険料を滞納していない
申請 高齢介護課または各総合支所地域づくり推進課まで。所得、預貯金等の状況を申告いただきますので、世帯全員(世帯を分けている配偶者を含む)の通帳(過去1年間の状況が確認できるもの)、有価証券等をお持ちください。なお、有効期限が7月末までの認定証をお持ちの方には、申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえご持参ください。

高齢介護課 ☎212251

身体障害者巡回相談

栃木県障害者総合相談所による医師(整形外科)・リハビリ専門職などが相談に応じます。医学的判定のほか、医学的な相談、補装具の相談、身体障害者手帳の取得や等級変更に関する相談などに対応します。

日時 8月19日(水) 13時30分～15時30分
場所 栃木保健福祉センター(今泉町2丁目)
対象 身体障がい(肢体不自由)のある方
定員 4人程度(先着順)
費用 無料

生ごみの「3きり運動」
生ごみの減量化や食品ロス削減のため、「3きり運動」を推進しています。生ごみの「3きり」の取組みである「使いきり」、「食べきり」、「水きり」に皆様のご協力をお願いします。

食材はムダなく「使いきり!」料理はおいしく「食べきり!」生ごみはギュッと「水きり!」

環境課 ☎312447



いたくら会計
板倉聡公認会計士・税理士事務所

関東信越 税理士会所属 **板倉公認会計士事務所**
公認会計士・税理士 **板倉 聡**

税理士 板倉 優 公認会計士 日向野 司
行政書士 板倉 優 税理士 大島 康
税理士 松嶋 央行

〒328-0125 栃木市吹上町691-1 TEL0282(31)3682・FAX0282(31)3683 E-mail:itakuras@ita-trust.jp

お風呂のリフォームは

新築住宅 リフォーム
介護改修 外壁塗装

お住いの事なら何でもご相談下さい!
まずはお電話下さい! **見積り無料!!** 夏がオススメです!

AFTY アフティ
住所: 栃木市城内町2-48-4
電話: 0282-22-7207
https://afity-tochigi.jp FAX: 0282-22-7209